

## 第18回新潟市都市計画審議会常務委員会資料

### 議案第1号

産業廃棄物処理施設及びごみ処理施設の敷地位置の都市計画上の  
支障の有無について

1. 法的根拠
2. 議案第1号
  - 2-1 計画建築物の概要
  - 2-2 環境影響調査資料
3. 都市計画基本方針

1. 法的根拠

(卸売市場等の用途に供する特殊建築物の位置)

【建築基準法】

第51条

都市計画区域内においては、卸売市場、火葬場又はと畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他政令で定める処理施設の用途に供する建築物は、都市計画においてその敷地の位置が決定しているものでなければ、新築し、又は増築してはならない。ただし、特定行政庁が都道府県都市計画審議会（その敷地の位置を都市計画に定めるべき者が市町村であり、かつ、その敷地が所在する市町村に市町村都市計画審議会が置かれている場合にあつては、当該市町村都市計画審議会）の議を経てその敷地の位置が都市計画上支障がないと認めて許可した場合又は政令で定める規模の範囲内において新築し、若しくは増築する場合においては、この限りでない。

(位置の制限を受ける処理施設)

【建築基準法施行令】

第130条の2の2

法第51条本文の政令で定める処理施設は、次に掲げるものとする。

- 一 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第5条第1項のごみ処理施設（ごみ焼却場を除く）
- 二 次に掲げる処理施設（工場その他の建築物に附属するもので、当該建築物において生じた廃棄物のみの処理を行うものを除く。以下「産業廃棄物処理施設」という。）
  - イ 廃棄物処理法施行令第7条第1号から第13号の2までに掲げる産業廃棄物の処理施設

取扱廃棄物・処理の種類		建基法施行令 (工業地域・工業 専用地域の緩和)	廃掃法 施行令	設置設備の処理能力				
				ア	イ	イ ー ア		
廃掃法施行令第7条 (産業廃棄物)		第130条の2の3	第7条	平成17年 許可時	今回申請			
第7号	廃プラスチック類の破碎			6t/日	5t/日	36.01 t/日	423.0 t/日	11.75
第8号の2	木くずの破碎			100t/日	5t/日	4.84 t/日	515.6 t/日	106.52
第8号の2	がれき類の破碎	100t/日	5t/日	256.0 t/日	484.6 t/日	1.89		
廃掃法施行令第5条 (一般廃棄物)		第130条の2の3	第5条	平成17年 許可時	今回申請	イ ー ア		
紙くず				5 t/日	134.4 t/日	134.4 t/日	1.0	
木くず				5 t/日	4.84 t/日	99.7 t/日	20.60	

(卸売市場等の用途に供する特殊建築物の位置に対する制限の緩和)

【建築基準法施行令】

第130条の2の3

法第51条ただし書の規定により政令で定める新築、増築又は用途変更の規模は、次に定めるものとする。

五 法第51条ただし書の規定による許可を受けた汚物処理場若しくはごみ焼却場その他のごみ処理施設の用途に供する建築物又は法第3条第2項の規定により法第51条の規定の適用を受けないこれらの用途に供する建築物に係る増築又は用途変更

増築又は用途変更後の処理能力がそれぞれイ若しくはロに掲げる処理能力の1.5倍以下又は4500人(総合的設計による一団地の住宅施設に関して当該団地内においてする場合にあつては、15,000人)以下のもの

イ 当該許可に係る建築又は用途変更後の処理能力

ロ 初めて法第51条の規定の適用を受けるに至つた際の処理能力

六 法第51条ただし書の規定による許可を受けた産業廃棄物処理施設の用途に供する建築物又は法第3条第2項の規定により法第51条の規定の適用を受けない当該用途に供する建築物に係る増築又は用途変更

増築又は用途変更後の処理能力が、それぞれイ若しくはロに掲げる処理能力の1.5倍以下又は産業廃棄物処理施設の種類に応じてそれぞれ第3号に掲げる処理能力の1.5倍以下のもの

イ 当該許可に係る建築又は用途変更後の処理能力

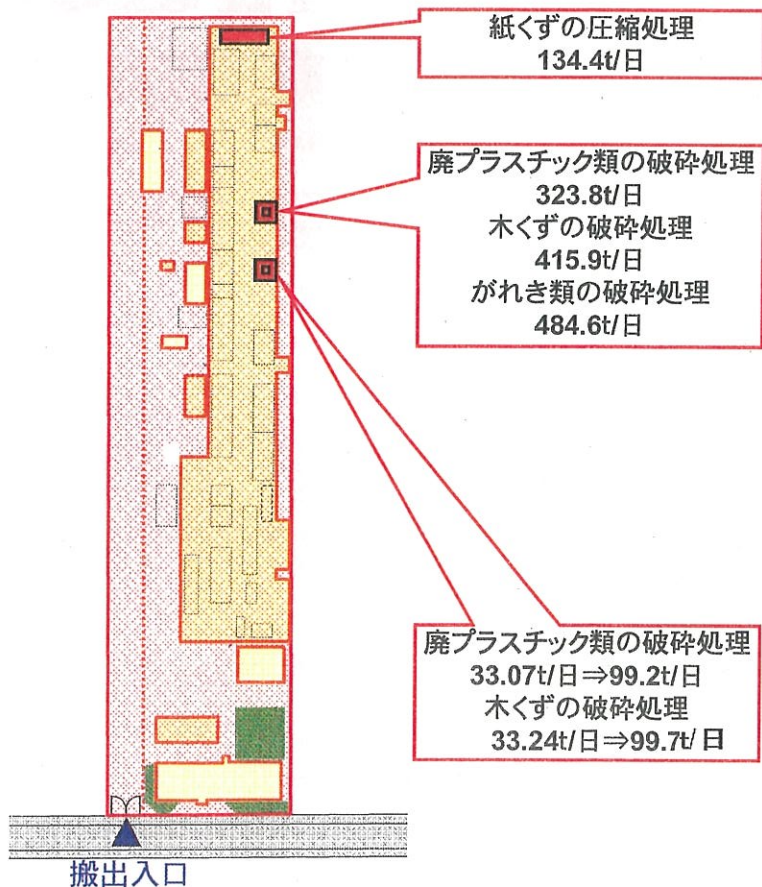
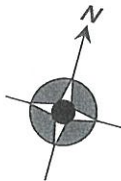
ロ 初めて法第51条の規定の適用を受けるに至つた際の処理能力

2. 議案第1号

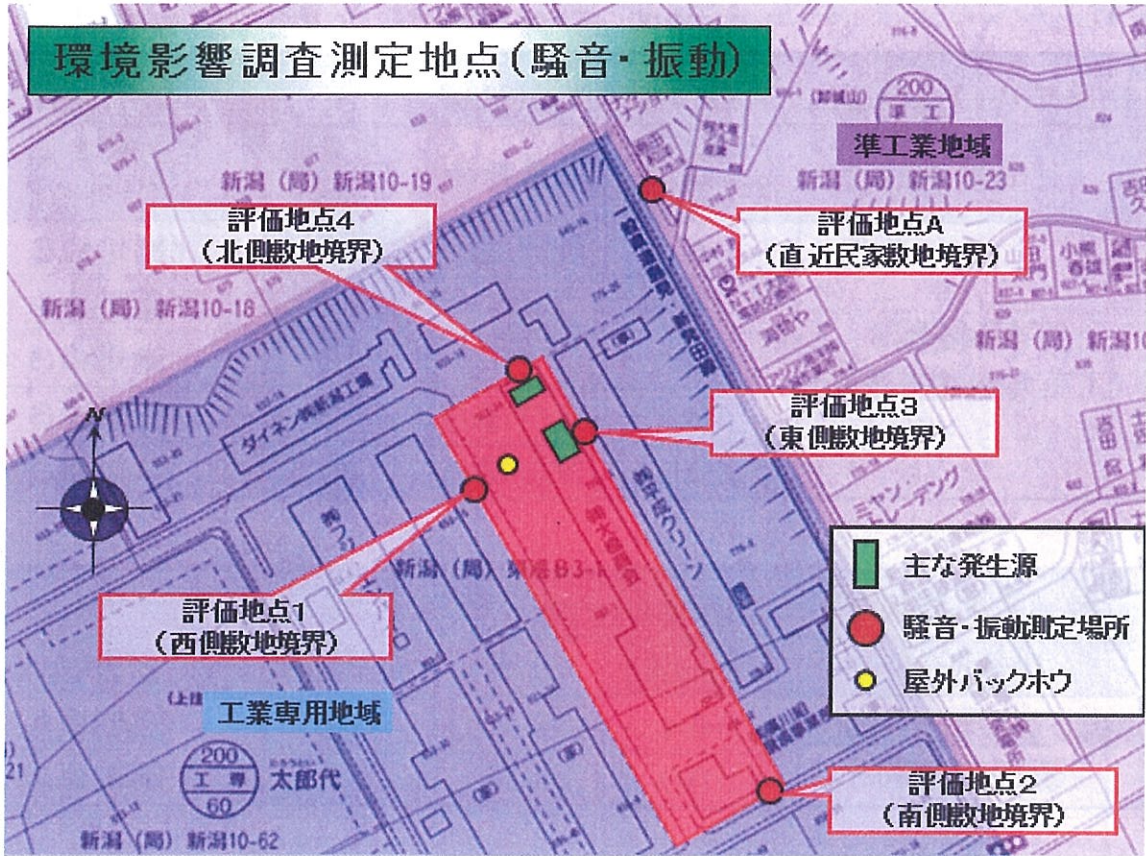
2-1 計画建築物の概要

申請者	新潟市北区島見町3399番地37 株式会社大橋商会 代表取締役 大橋 崇		
敷地の位置	新潟市北区太郎代字御城山787番地1 外10筆		
用途地域	工業専用地域	工事種別	用途変更
構造	・鉄骨造	階数	1
最高の高さ	10.00 m	棟数	9
敷地面積	12,626.08 m <sup>2</sup>	前面道路幅員	12.00 m
建築面積	5,271.85 m <sup>2</sup>	建ぺい率	41.75 %
延べ面積	5,264.04 m <sup>2</sup>	容積率	41.69 %
処理の内容	<産業廃棄物> 廃プラスチックの破碎処理 (423.0 t/日) 木くずの破碎処理 (515.6 t/日) がれき類の破碎処理 (484.6 t/日) <一般廃棄物> 紙くずの圧縮処理 (134.4 t/日) 木くずの破碎処理 (99.7 t/日)		

**施設配置図**



2-2 環境影響調査資料



## 騒音の規制基準・予測値

■騒音の目標値と予測値(申請敷地境界)				単位:デシベル
区域区分	最大 現況騒音	基準値	予測 最大値	予測最大値 検出地点
第4種区域 (工業地域の基準)	54	朝 65	60	評価地点3
	67	昼 70	67	評価地点1
	60		60	評価地点3
	48	夕 65	60	評価地点3
	49	夜 60	60	評価地点3

■騒音の目標値と予測値(最寄り住宅)				単位:デシベル
区域区分	現況騒音	基準値	予測値	観測地点
幹線交通を担う道路に 近接する空間	64	昼 70	64	評価地点A
	59	夜 65	59	評価地点A

## 振動の規制基準・予測値

■振動の目標値と予測値(申請敷地境界)				単位:デシベル
区域区分	最大 現況振動	基準値	予測 最大値	予測最大値 検出地点
第4種区域 (工業地域の基準)	53	昼 65	53	評価地点3
	36	夜 60	53	評価地点3

■振動の目標値と予測値(最寄り住宅)				単位:デシベル
区域区分	現況振動	基準値	予測値	観測地点
振動感覚閾値	53	昼 55	53	評価地点A
	52	夜 55	52	評価地点A

騒音・振動ともに、敷地境界及び最寄り住宅各地点で目標値を下回っている。

3. 都市計画基本方針



凡 例

- |         |        |       |         |      |
|---------|--------|-------|---------|------|
| 商業業務地   | 山林・海岸林 | 都心周辺部 | 鉄道・駅    | 新潟市域 |
| 工業流通業務地 | 河川・潟・海 | 地域拠点  | 高速道路・IC | 行政界  |
| 住宅地     | 都心     | 生活拠点  | 放射道路網   |      |
| 田園・集落地  |        | 機能別拠点 | 環状道路網   |      |